

会 則

私はこの美しい そして きびしい山を
この自分の心のように いつまでも愛する

私は夢に見えるこの山 このあなたを愛し
赤黒き岩肌と そこに流れる
澄みきった水を愛する

私は人を知り 山道を知り 友情を知る
そして いつの日か そのことを愛する

九十九山の会

2001年6月1日改正、施行

第1章 総 則

第1条(名称)

本会は九十九山の会と称する。

第2条(目的)

本会は常に安全な登山を心がけ会員相互の協力のもとに登山技術の向上、並びに人間的成長をはかる事を目的とする。

第3条(行事)

本会は第2条を達成する為、次の行事を行う。

1. 合宿及び各種山行。
2. 集会。
3. 会報の発行。
4. その他

第2章 組 織

第4条(会員)

1. 自然を愛し、登山を志す健全な精神を有する男女を以って構成する。
2. 会員はすべて第2条を達成するよう各自努力し、相互に協力しなくてはならない。
3. 会員は目的を同じくする、他山岳会員になる事は出来ない。

第5条(総会)

1. 総会は本会の最高決議機関であり、会長が招集する。
2. 総会は会員の2/3以上の出席を以って成立する。
3. 定期総会は毎年年度末月に行う。
4. 臨時総会はリーダー会が必要と認められた時開く事が出来る。

第6条(会長)

1. 会の代表者であり、会全体を総括する。
2. 会員の中より選出され、その任期は1ヶ年として、再任は防げない。

第7条(リーダー会)

1. 会活動を実行するに当たり、チーフリーダー1名、リーダー若干名を置く。
2. チーフリーダー、リーダーによりリーダー会を構成して、会活動一切の企画運営に当たる。
3. チーフリーダーは、リーダーの中より選出され、リーダー会活動一切を総括する。
4. リーダーは会員の中より選出され、任期を1年とする。再任は防げない。

第8条(係)

1. 会活動を円滑にする為、次の係を置く。事務局、記録、集会、装備、会計、新人、その他。
2. 各係員は、会員の中より選出し、リーダー会が任命する。
3. 各係員は各自の任務を行い会の運営に協力する。
4. 各係は若干名より成り、任期を1年とし再任を防げない。

第3章 会 計

第9条(会費)

1. 会費は総会で定める。
2. 会員は全て会費を毎月会計係まで納入する。
3. 会費は会の運営費として使用する。

第10条(入会金)

1. 入会金は総会で定める。
2. 新入会員は入会時に入会金を納入する。
3. 入会金は遭難対策基金として積立てる。

第11条(報告)

会計報告は、監査の上、年度内に1回以上行う。

第4章 運 営

第12条(年度)

年度は6月1日より翌年の5月31日迄とする。

第13条(会山行)

1. 原則として、春夏冬に各1回以上の合宿を行う。
2. 原則として、月1回以上の山行を行う。

第14条(集会)

1. 原則として、月1回の集会を行う。
2. 特別集会は、リーダー会で必要と認められた時開く事が出来る。

第15条(個人山行)

1. 山行計画書と装備表(スキーツアーを含む)は、リーダー会迄、原則として出発する日より1週間前迄に提出して承認を得る。
2. 下山後、直ちに在京迄、下山報告をしなければならない。
3. 会山行期間中の個人山行は、原則として許可しない。
4. 単独の沢登り・岩登りは、原則として許可しない。
5. 山行報告を、所定の項目にて、2週間後迄に記録係に提出しなければならない。

第16条(遭難対策)

本会は次の遭難対策を行う。

1. 会山行、個人山行中事故が発生した場合、会員を招集し、搜索、救助活動を行う。
2. 下山予定日を過ぎても、下山報告がない場合、事故発生と判断し、直ちに搜索活動を開始する。
3. 無許可の個人山行での事故の場合は、搜索、救助活動は行わない。
4. 事故発生時、会員は会長の指示のもと、全力を上げて搜索、救助活動を行う。
5. 遭難対策基金は、搜索と救助活動、及び、それに付随する費用に使用する。
6. その他、別に定める事項。

第5章 入会、退会、除名

第17条(入会)

入会希望者は所定の用紙に記入し、入会金及び会費1ヶ月分を添えてリーダー会まで提出する。

第18条(退会)

退会希望者は所定の用紙に記入し、リーダー会まで提出する。

第19条(除名)

下記の項目に該当した場合に除名の対象となる。

1. 6ヶ月以上、正当な理由なくして会費を滞納した場合。
2. 6ヶ月以上、正当な理由なくして会行事に参加しなかった場合。
3. 無届け、無許可の個人山行を行った場合。
4. 会則に反し、又会員として不適當な行為を行った場合。

第20条(決定)

第17～19条の項目はリーダー会で検討し、会長が決定する。但し、第19条に関しては会員の意見を尊重し決定する。

第21条(改正)

本会則の改正は、総会において、出席正会員の過半数の賛成を必要とする。

第22条(補則)

本会則に該当なき事項は、リーダー会で検討し決定する。